

議 事 録

令和5年11月6日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和5年第11回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年11月6日（月） 13時24分から13時54分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之
農政係長：富田 和貴 農政係専門員：芳川 由紀 農地調整係主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第72号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第73号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第74号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第75号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第76号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○事務局長（一法師進君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

○事務局長（一法師進君）

本日の総会は、委員14人全員の出席で、定足数を満たしており、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

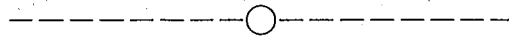
それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

2 挨拶

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和5年第11回総会を開会致します。



3 議事録署名委員の指名

○会長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、9番 光永委員、10番 志方委員を指名いたします。

4 議 事

○会長（坂本照子君）

次に、日程第2の議案審議にはいります。

議案第72号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第72号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号154番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、新規取得によるものです。調査書は1ページ記載のとおりです。

議案書3ページをお願いします。提案番号155番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。調査書は2ページ記載のとおりです。

議案書4ページをお願いします。提案番号156番申請地及び申請人は記載の通りです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は3ページ記載のとおりです。

議案書5ページをお願いします。提案番号157番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。調査書は4ページ記載のとおりです。

議案書6ページをお願いします。提案番号158番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。調査書は5ページ記載のとおりです。

議案書 7 ページをお願いします。提案番号 159 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。調査書は 6 ページ記載のとおりです。

議案書 8 ページをお願いします。提案番号 160 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。調査書は 7 ページ記載のとおりです。

議案書 9 ページをお願いします。提案番号 161 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は 8 ページ記載のとおりです。

議案書 10 ページをお願いします。提案番号 162 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は 9 ページ記載のとおりです。

以上 9 件です。

○会長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 154 番から 155 番について「北部地区担当委員」

11 番（廣松久喜君）

提案番号 154 番から 155 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 156 番から 158 番について「南部地区担当委員」

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 156 番から 158 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 159 番から 162 番について「東部地区担当委員」

13 番（隈部誠一君）

提案番号 159 番から 162 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○会長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 番（多久正光君）

提案番号 154 番について、参考までに聞きたいが、譲受人は年齢 40 代で新規農地取得だが、移住者なのか、またどのような経営をされる予定なのか。

○会長（坂本照子君）

ただいまの質問について事務局の説明を求めます。

○事務局（北原薫君）

譲受人は以前から地元地区に居住しており、自らの生業の傍ら農業を行われる予定です。栗と野菜の作付予定です。

1 番（多久正光君）

譲渡人は福岡在住の方のようだが議案の農地はこれまで誰かが耕作していたものか？

○事務局（北原薫君）

そこは把握できていません。

1 番（多久正光君）

大変ありがたいことではあるが、本案件のように未整備の農地を新規取得して営農されることは譲受人にとっては大変なのではないかと思い質問した。

○会長（坂本照子君）

他にございませんか。

3 番（森喜代輝君）

提案番号 159 番から 161 番について、後見人として社会福祉協議会が入っているが、社会福祉協議会は後見人になれるのか。

○会長（坂本照子君）

ただいまの質問について事務局の説明を求めます。

○事務局（北原薫君）

この案件では、譲渡人の後見人として社会福祉協議会が指名されています。

13 番（隈部誠一君）

譲渡人は老人ホームに入所しており、判断能力が不十分ということで後見人が指名されているとのことです。

○会長（坂本照子君）

他にございませんか。

13 番 (隈部誠一君)

提案番号 156 番について、大津町在住の方が贈与を受けられることになっているが、353 m²の畑に大津から通作されるのか

○事務局 (北原薫君)

この案件は、いわゆる空き家に付属する農地であり、譲受人が農地に隣接する住宅に入居し耕作することになります。

○会長 (坂本照子君)

他にございませんか。

(「質疑なし」の声あり。)

○会長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 72 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○会長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第 72 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案書の 11 ページをお願いします。

議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 15 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 359 m²を宅地の一部に転用する案件です。なお、申請地は昭和 45 年からすでに宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。10 ページに立地基準を、11 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書 12 ページをお願いします。提案番号 16 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 2 筆計 1080 m²を山

林に転用する案件です。

なお、申請地は昭和 40 年頃既に植林されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。12 ページに立地基準を、13 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2 件です。

○会長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 15 番について「北部地区担当委員」

10 番（田中春雄君）

提案番号 15 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 16 番について「南部地区担当委員」

3 番（森喜代輝君）

提案番号 16 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○会長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 73 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○会長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 73 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 74 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事

務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の13ページをお願いします。

議案第74号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号55番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑212㎡を取得し、宅地の一部として転用する案件です。なお、申請地は平成7年ごろから既に宅地として利用されており、その経緯については始末書の提出があるため、追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。5ページに現地の状況写真、6ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。14ページに立地基準を、15ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の14ページをお願いします。提案番号56番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田240㎡を取得し、カーコーティング施工事業所を設置する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。7ページに現地の状況写真、8ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の15ページをお願いします。

提案番号57番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田727㎡に使用貸借権を設定し、一般個人住宅及び農業用倉庫として転用する案件です。なお、申請地は既に宅地として利用されている部分があり、その経緯について始末書の提出がなされています。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。9ページに現地の状況写真、10ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の16ページをお願いします。

提案番号58番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑等3筆計413㎡を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。なお、申請地のうち2筆は農地以外の地目ですが、畑として一体的に利用されているため現況農地として取り扱っております。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。11ページに現地の状況写真、12

ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 17 ページをお願いします。提案番号 53 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 2 筆計 492 m²に使用貸借権を設定し、一般個人住宅に転用する案件です。なお、申請地の一部が駐車場として利用されていますが、これは以前に農地転用許可を受けたものの、事業完了前に転用事業者が死亡し、農地として相続がなされたものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。13 ページに現地の状況写真、14 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、5 件です。

○会長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 55 番について「北部地区担当委員」

12 番（田中春雄君）

提案番号 55 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 56 番から 58 番について「南部地区担当委員」

9 番（光永太君）

提案番号 56 番から 58 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 58 番について「東部地区担当委員」

3 番（守川千穂君）

提案番号 59 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○会長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 74 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○会長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 74 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

○議長（坂本照子君）

次に、議案第 75 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理事業）」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 18 ページをご覧ください。

議案第 75 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。今回の利用権設定は、新規設定が 11 件で、その面積は 16,898 m²でございます。

提案番号 259 番から 260 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、スイカ、小葱を作付け予定でございます。調査内容は、調査書 24 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 261 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定でございます。調査内容は、調査書 25 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 262 番から 266 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻、WCS を作付け予定でございます。調査内容は、調査書 26 ページに記載のとおりでございます。

また、本日提案しております提案番号 259 番から 266 番までの議案につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

1 番（多久正光君）

提案番号 264 番から 266 番については、借地料は無料ということでよいか

○会長（坂本照子君）

ただいまの質問について事務局の説明を求めます。

○事務局（芳川由紀君）

無料です。

○会長（坂本照子君）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 75 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 75 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 76 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 20 ページをご覧ください。

議案第 76 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規が 8 件、再設定が 1 件でその面積は、8,437 m²でございます。

提案番号 156 番から 158 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定でございます。調査内容は、調査書 27 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 159 番から 160 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、栗を作付け予定でございます。調査内容は、調査書 28 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 161 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定でございます。調査内容は、調査書 29 ページに記載のとおりでございます。

本日提案しております提案番号 156 番から 161 番の議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 76 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 76 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第 16 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の 22 ページをお開き下さい。

報告第 16 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 5 年 9 月に届出がありました件数は 14 件、筆数の合計は 72 筆、面積の合計は 86,981 m²でございます。詳細につきましては、23 ページから 24 ページに記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第16号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和5年第11回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

9 番 農業委員

光永 太

10 番 農業委員

志方 精之